

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨と背景

スポーツは、「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養（かんよう・無理をしないでゆっくりと養い育てること）等のために個人または集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で、不可欠のものとなっている。」と広くとらえられており、2011年（平成23年）に公布された国の「スポーツ基本法」では「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利」であるとされています。

こうしたことから、国においては2015年（平成27年）にスポーツ振興やスポーツに関する施策の総合的な推進を図ることを目的としたスポーツ庁を発足しました。また、2022年（令和4年）3月に「第3期スポーツ基本計画」を策定し、新たに① スポーツを「つくる／はぐくむ」、② スポーツで「あつまり、ともに、つながる」③ スポーツに「誰もがアクセスできる」の3つの視点を示しています。

2019年（令和元年）に開催されたラグビーワールドカップ2019™など、袋井市内のみならず、国内でのスポーツに対する機運は高まりをみせていましたが、同年12月以降は新型コロナウイルスの感染拡大により、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の延期、また、全国高等学校総合体育大会をはじめとする大規模スポーツイベントの中止や、各種プロスポーツの開催時期・方法の変更など、すべてのスポーツ推進に大きな衝撃、影響を与えました。

いわゆる「コロナ禍」を経て、スポーツを通じた健康の保持及び増進やストレス解消、交流促進などのスポーツの価値が再認識されるとともに、人口減少や少子化・高齢化の進行に伴うスポーツに参画する者の減少やスポーツ指導者をはじめとした担い手の不足など、スポーツをめぐる状況は大きく変化しています。

本市では、2021年（令和3年）に「第4次袋井市スポーツ推進計画（以下、「第4次計画」という）」を策定し、「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも親しみ、楽しむことができるスポーツ文化の推進」を基本方針として、市民のスポーツ活動の推進を図ってきました。

2025年度（令和7年度）で第4次計画の計画期間が満了となることから、同計画に基づき展開してきた施策や現在のスポーツを取り巻く状況、課題等を整理・検証するとともに、「スポーツ基本法」及び国・県の計画、さらには、新型コロナウイルスによる影響を含む社会全体の情勢を踏まえ、本市が計画的、かつ総合的に市民のスポーツ推進に取り組んでいくため、「第5次袋井市スポーツ推進計画（以下、「本計画」という）」を策定するものです。

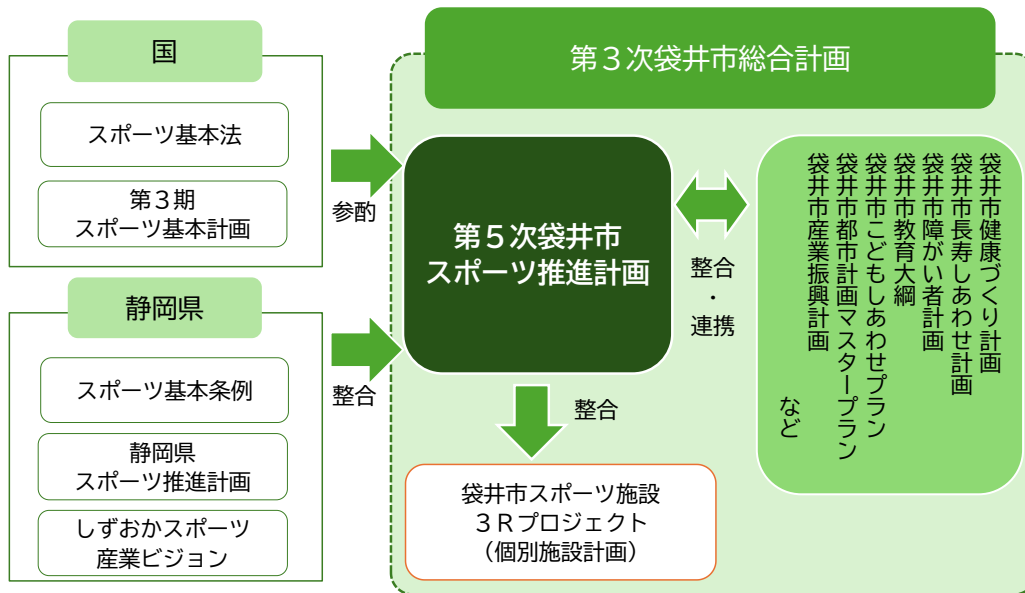
## 2 計画の位置づけ

本計画は、国の「スポーツ基本法」第 10 条に規定されている「地方スポーツ推進計画」として位置づけるものです。

また、本計画は、「第 3 次袋井市総合計画」を上位計画に、まちの将来像である「にぎわい ずっと続くまち ふくろい」の実現に向け、スポーツを活かした交流の促進をすすめていく上で、スポーツ推進施策を計画的かつ総合的に定める個別計画として位置付けます。加えて、市内公共スポーツ施設の長寿命化等の整備方針に関する「袋井市スポーツ施設 3 R プロジェクト（個別施設計画）」の上位計画としても位置付けます。

また、国の「第 3 期スポーツ基本計画」を参酌するとともに、2026 年（令和 8 年）に策定された「静岡県スポーツ推進計画」との整合を図ります。

【図表 1 - 1 計画関係図】



## 3 計画の期間

本計画は、2026 年度（令和 8 年度）から 2030 年度（令和 12 年度）までの 5 か年間で計画期間とします。

なお、この期間中、計画の進行状況や社会情勢等の変化により、必要に応じて計画の見直しを行います。

【図表 1 - 2 計画期間】

計画名	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)	2030 年度 (令和 12 年度)
(国) 第 3 期スポーツ基本計画	→					
静岡県スポーツ推進計画		→				
第 3 次袋井市総合計画		→ (～2036 年度 (令和 18 年度))				
第 5 次袋井市スポーツ推進計画		→				